

○個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件

平成十五年一月六日

財務省告示第六号

国、個人、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約を締結している受託者及び個人向け国債の発行等に関する省令第六条第二項に規定する中途換金の請求に応じる取扱機関（当該請求に係る個人向け国債（同省令第二条に規定する国債をいう。以下同じ。）を買い取る場合に限り。）並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十七条第一項の規定により振替業を営む日本銀行を含む。）及び同法第二条第四項に規定する口座管理機関（同法第百三条第三項又は第百四条第一項に規定する意思表示をするために必要となる個人向け国債を取得する場合に限る。）